

上限は10万円。
ただし、別紙(ア)～(カ)または、それ以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合には、20万円以内となります。

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付
借用書(記入例)

借用金額 200,000 円

生活福祉資金福祉資金(緊急小口資金)特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

日付は記入しないでください。

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会会長 殿

※日付は県社協が記載(決定日)します。

(借受人)

令和 年 月 日

住所	粕屋郡篠栗町大字篠栗〇〇〇番地〇 コーポ〇〇 101号室		
氏名	福岡 太郎		印
生年月日	大正 昭和 平成	48年 5月 1日生	

[借入要項]

地区	年度	資金	貸付コード	社会福祉協議会	
		KA			
1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込または現金交付による。				
※口座振込みの場合の貸付金振込先	金融機関	〇〇銀行	支店名	〇〇支店	
	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	
	口座名義人(カタカナ)	フクオカ タロウ			
2 貸付金の償還	据置期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還			
	償還場所	福岡県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 西日本シティ銀行 春日原支店 普通 1216483 口座名義 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会			
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。				

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。

